

Loop でんき

「緊急おたすけ割」キャンペーン規約

Loop でんき「緊急おたすけ割」キャンペーン規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社Loop(以下「当社」といいます。)が実施する「緊急おたすけ割」キャンペーン(以下「本キャンペーン」といいます。)に関する適用条件等を定めたものです。

1. 定義

本規約で使用される用語のうち、当社の電気供給約款および各電気料金種別定義書に使用されている用語は、本規約においても同様の意味で使用します。

2. 本キャンペーンの内容

- 2.1. 本キャンペーンは、「5. 適用条件等」に定める条件を満たすお客さまに、電気料金高騰時の電気料金の一部を還元することを目的としています。
- 2.2. 2026年3月中の検針日から4月中の検針日までの間の電気使用量に応じて割引を適用します。
- 2.3. 本キャンペーンへのエントリー等、お客さまからの特別のお申し出は不要です。「5.適用条件等」で定める条件を満たす場合、「4. 本キャンペーンの対象プラン・対象エリア」の対象となる電気料金プランをご契約のお客さま全員が、自動的に本キャンペーンの対象となります。
- 2.4. 割引金額の内訳は、「6.本キャンペーンの特典内容」のとおりとします。

3. 本キャンペーンの割引適用対象

- 3.1. 当社は、「5.適用条件等」に定める条件を満たすお客さまに対して、「6. 本キャンペーンの特典内容」に従い、2026年3月の電気使用量(3月中の検針日から4月中の検針日までの間の使用分、以下、「対象電気料金」という。)に応じて割引します。
- 3.2. 当該割引は、2026年6月以降の請求分に反映されます。

4. 本キャンペーンの対象電気料金プラン・対象エリア

- 4.1. 対象となる電気料金プランは「スマートタイム ONE(電灯)」とします。
- 4.2. 対象エリアは、離島(その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り)を除く全国とします。
- 4.3. 上記エリア・プラン以外は、本キャンペーンの対象外とします。

5. 適用条件等

当社は、「4.本キャンペーンの対象電気料金プラン・対象エリア」に定める電気料金プランをご契約のお客さまが以下の全ての条件を満たした場合に、本キャンペーンを適用いたします。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときは、本キャンペーンを適用することがあります。

- 5.1. 2026年3月31日時点で対象となる電気料金プランに係る電気需給契約が継続していること。なお、お客さまが本キャンペーン中に電気料金プランを変更された場合には、本キャンペーンの対象となる電気料金プランが本キャンペーン中に存続した期間に応じてなされた請求に対してのみ適用されます。
- 5.2. 割引が反映される請求時まで、対象となる電気料金プランに係る当社との電気需給契約が継続していること。
 - 5.2.1. 本キャンペーン終了後に、対象となる電気料金プラン以外のプランに変更された場合でも、特典適用の請求対象月まで電気需給契約が継続している場合は特典を適用します。
 - 5.2.2. 本キャンペーン中または終了後に、転居に伴い使用場所が変更となった場合でも、本キャンペーンの対象となる電気料金プランに係る電気需給契約が継続している場合は特典を適用します。
 - 5.2.3. 同一のお客さまに対して当社からお客様番号が新たに発行された場合、発行前のお客様番号による本キャンペーンの対象となる電気料金プランは終了されたものとし、本キャンペーン特典の適用対象外となります。
(新たに発行されたお客様番号による5.1.記載の電気料金プランも本キャンペーン特典の適用対象外となります。)

6. 本キャンペーンの割引内容

当社は、「5.適用条件等」に定める適用条件を満たすお客さまについて、「3.本キャンペーンの割引適用対象」に定める通り、2026年3月使用分の請求額に応じて、以下に定める金額を割引します。

- 6.1. 対象となる契約の契約期間および過去の平均月間使用量に応じて割引単価が決定し、割引単価に2026年3月使用分の使用量合計額を乗じたものがキャンペーン割引額となります。過去の平均月間使用量と割引単価は下表の通りとします。

表

対象プランの契約期間	平均月間使用量	割引単価(税込み)
1年以上	200kWh 以下	0.5 円/kWh
	201kWh 以上 400kWh 以下	1.0 円/kWh
	401kWh 以上	1.5 円/kWh
1年未満	—	使用量に関わらず 一律 100 円割引

- 6.2. 契約期間は、4条に定める対象エリアにおいて、対象プランにかかる電気需給契約が当社との間で2025年4月1日から2026年3月31日の期間、途切れることなく有効に存続していた場合は「1年以上」、2026年3月31日の時

点で当該契約が有効に成立していたものの、契約締結から満たない場合は「1年未満」の割引単価を適用します。

- 6.3. 平均月間使用量は、2026年3月31日を起点に直近の12ヶ月分の請求単位での使用量の合計を12で除した値として当社で算出し適用します。
- 6.4. 使用電力量の差替え等により請求金額を再計算した場合において、当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は初めに発行された請求書の使用量を元にキャンペーン割引額を計算します。
- 6.5. 割引を実施する各月の請求分の電気料金がキャンペーン割引額に満たない場合には、当該請求分の電気料金を割引上限とします。但し、2026年6月の請求分から起算して6か月目の請求分までは、当該請求分の電気料金を割引上限とし、差額については、翌月以降の請求金額に繰り越します。
- 6.6. 本キャンペーンと他のキャンペーンの割引条件が重複する場合、併用して割引額を算出いたします。

7. 注意事項

- 7.1. 解約やお引越し等で「5. 適用条件等」に定める条件を満たさない場合は、割引適用の対象外とさせていただきます。
- 7.2. 本キャンペーンに関するお問い合わせにかかる通信料は、お客さまの負担となります。
- 7.3. 当社は、法令に従って本規約の内容を変更する場合があります。この場合、変更後の本規約を本キャンペーン対象のお客さまに適用します。本規約の内容変更は本キャンペーン専用ページまたは別途当社が定める方法にて通知します。最新の規約は本キャンペーン専用ページをご確認ください。
- 7.4. 本キャンペーンは予算上限に達したこと等により予告なく変更または終了する場合があります。本キャンペーンが終了した場合、終了日以降に発生する特典については、一切の付与義務を負わないものとします。
- 7.5. 本キャンペーンに関連してお客さまに損害が生じた場合、当社に故意又は重大な過失がない限り、当社は賠償義務を負いません。当社が賠償義務を負う場合であっても、その範囲は現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益及び特別の事情によって生じた損害については、その予見性の有無を問わず賠償義務を負わないものとします。

以上

2026年3月18日 制定